



## 町村等の非常勤職員の公務災害補償に関する認定 委員会及び審査会の共同設置について

地方自治法第二百五十二条の七の規定により、町村等の非常勤職員の公務災害補償に関する認定委員会及び審査会の事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、これらの機関を共同設置する。

昭和四十三年三月十一日提出

鳥取県東伯耆三朝町長坂出勝也

昭和四十三年三月十一日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

## 町村等の非常勤職員の公務災害補償に関する認定 委員会及び審査会の共同設置に関する規約

(共同設置する地方公共団体)

第一条 別表に掲げる町村及び市町村の一部事務組合(以下「関係町村」という。)は、議会の議員その他の非常勤職員の公務災害補償につき、公務上の災害の認定について意見をきくために公務災害補償認定委員会を、公務上の災害の認定及び補償の実施に関する不服申立てを審査裁定するために公務災害補償審査会を、それぞれ共同して設置するものとする。

(名称)

第二条 この公務災害補償認定委員会及び公務災害補償審査会は、それぞれ鳥取県町村非常勤職員公務災害補償認定委員会及び鳥取県町村非常勤職員公務災害補償審査会という。

(執務場所)

第三条 鳥取県町村非常勤職員公務災害補償認定委員会(以下「認定委員会」という。)及び鳥取県町村非常勤職員公務災害補償審査会(以下「審査会」という。)の執務場所は、鳥取市東町一丁目三百五番地鳥取県町村職員退職手当組合(以下「組合」という。)の事務所内とする。

(委員の選任方法)

第四条 認定委員会及び審査会(以下「認定委員会等」という。)の委員は、学識経験を有する者のうちから鳥取県町村職員退職手当組合長(以下「組合長」という。)が委嘱するものとする。

2 組合長は、前項の規定により委嘱した認定委員会等の委員(認定委員会等の委員に欠員を生じ、これに伴い後任の委員を委嘱したときは、当該後任の委員)の氏名及び経歴を関係町村の長に通知しなければならない。

3 認定委員会の委員の定数は、五人とし、審査会の委員の定数は、三人とする。

4 認定委員会等の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 認定委員会等の委員は、再任されることができる。  
(委員長等)

第五条 認定委員会に委員長を、審査会に会長を置き、それぞれの委員の互選によりこれを定める。

2 認定委員会の委員長及び審査会の会長は、それぞれの会務を総理する。これらの者に事故があるとき、又はこれらの者が欠けたときは、これらの者があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。

(負担金)

第六条 認定委員会等に関する関係町村の負担金の額は、関係町村の長がその協議により決定するものとする。

2 関係町村は、前項の規定による負担金を組合に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期は、毎年四月末日とする。

(認定委員会等に関する組合の予算)

第七条 認定委員会等に関する組合の予算は、これを特別会計とする。

(認定委員会等に関する組合の決算報告)

第八条 組合長は、認定委員会等に関する歳入歳出決算を組合議会の認定に附したときは、当該決算を関係町村の長に報告しなければならない。

(認定委員会等の委員の報酬等に関する規定)

第九条 組合は、認定委員会等の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に關す

る条例 規則その他の規定を制定又は改廃したときは、関係町村の長にその写しを添えて通知しなければならない。

(補則)

第十条 この規約に定めるものを除くほか、認定委員会等の担任する事務に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この規約は、昭和四十三年四月一日から施行する。

別 表

|                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 岩美郡                | 国府町、岩美町、福部村                        |
| 八頭郡                | 郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町    |
| 気高郡                | 気高町、鹿野町、青谷町                        |
| 東伯郡                | 羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碓町 |
| 西伯郡                | 西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町   |
| 日野郡                | 日南町、日野町、江府町、溝口町                    |
| 鳥取県町村職員退職手当組合      |                                    |
| 鳥取県市町村消防災害補償組合     |                                    |
| 鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合 |                                    |
| 邑法第一中学校組合          |                                    |
| 郡家町外四ヶ町隔離病舎組合      |                                    |
| 八頭衛生施設組合           |                                    |
| 日野町江府町衛生施設組合       |                                    |
| 溝口町及江府町学校組合        |                                    |